

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称		著作権法の一部を改正する法律
規制の名称		補償金等の徴収・分配に係る指定法人制度の新設
規制の区分		新設
担当部局		文化庁著作権課
評価実施時期		令和7年3月
事前評価時の想定との比較	課題を取り巻く社会情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現	令和3年5月に成立した「著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）」において、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずることとされた。 こうした著作物等の権利処理が円滑に行われることの必要性は事前評価後も変わっておらず、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現も無い。
	ベースラインの検証	規制の事前評価時においては、本規制を実施しない場合には、利用される著作物等が多種多様であること、本制度に係る補償金請求権を有する権利者も無数になること、本改正の適用を受ける可能性がある放送事業者の数が膨大に上ることなどから、権利者に個別に補償金を支払う方法や、複数の指定管理事業者によって補償金を管理する方法では対応が不十分となり、ひいては視聴者の利便性向上が達成されず、かつ放送同時配信等の取組も停滞し、我が国のコンテンツ産業の振興を図っていく上での障壁となってしまうとの仮想状況をベースラインとしていた。 規制の事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられないため、ベースラインは事前評価時から変わらない。
	必要性の検証	本規制の必要性は引き続き認められる。
遵守費用		事後評価時点において、新たに指定を受けた著作権等管理事業者はなく、その他の遵守費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難。
行政費用		事後評価時点において、指定に係る申請を行った著作権等管理事業者はなく、その他の行政費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難。
便益（金銭価値化）の把握		本規制の適用事例がなく、その効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難。
効果（定量化）の把握		本規制の適用事例がなく、事前評価時の効果推計と比較することは困難。
副次的な影響及び波及的な影響		本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。
把握した費用、効果及び間接的な影響に基づく妥当性		事後評価時点までの間、本規制が適用された事例はない。本規制が適用される事例が発生した場合、事前評価時に想定された遵守費用及び行政費用が一定程度発生する一方、著作物等の権利処理が円滑に行われるとともに、今後の放送等を取り巻く環境の変化等への迅速な対応に資する観点から、本規制を継続することが妥当である。